

京都市青少年科学センター入場料及びプラネタリウム観覧料の徴収等に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第193号

京都市青少年科学センター入場料及びプラネタリウム観覧料の徴収等に関する規則等の一部を改正する規則

(京都市青少年科学センター入場料及びプラネタリウム観覧料の徴収等に関する規則の一部改正)

第1条 京都市青少年科学センター入場料及びプラネタリウム観覧料の徴収等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「京都市有功者表彰規則第1条に規定する京都市有功者」を「京都市有功者の表彰等に関する規則第2条の規定により同規則第1条に規定する有功者として認定された者(同規則第2条第2号に掲げる者を除く。)」に、「準ずる」を「準じる」に改める。

(元離宮二条城条例施行規則の一部改正)

第2条 元離宮二条城条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「京都市有功者表彰規則第1条に規定する京都市有功者」を「京都市有功者の表彰等に関する規則第2条の規定により同規則第1条に規定する有功者として認定された者(同規則第2条第2号に掲げる者を除く。)」に改める。

(京都市美術館条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市美術館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「京都市有功者表彰規則第1条に規定する京都市有功者」を「京都市有功者の表彰等に関する規則第2条の規定により同規則第1条に規定する有功者として認定された者(同規則第2条第2号に掲げる者を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(文化市民局文化部庶務課及び青少年科学センター市民科学事業課)